

広島県情報公開・個人情報保護審査会 諮問（情）第166号

第1 審査会の結論

広島県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書につき、不存在を理由として不開示とした決定について、当審査会としては認めざるを得ない。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年3月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県企業局が、平成16年度事業として行った広島空港県営駐車場指定管理者に係る公募の選定に際し、開催された選定委員会の議事録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「広島県企業局が、平成16年度事業として行った広島空港県営駐車場指定管理者に係る公募の選定に際し、開催された選定委員会（以下「本件選定委員会」という。）の議事録（議事概要を除く）」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年3月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年3月28日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示の決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。なお、異議申立人は、意見書の提出及び口頭による意見陳述を希望しなかったことから、これらの手段に基づく主張の補足等を行われていない。

実施機関は、不開示（不存在）の理由として、本件選定委員会の議事録

を「作成又は取得していないため」としているが、平成17年2月23日付け「企総第1号」により、当該委員会の議事概要が開示されているのに、その基になる審議内容たる「議事録」を作成していないということは考えられない（同様の案件で知事部局に対し開示請求した際には、議事録の開示がなされている）。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 広島空港県営駐車場指定管理者選定委員会設置要綱には、議事録を作成することについての規定はないが、本件選定委員会の開催状況を記録として残しておくため、当該委員会の議事の結果を簡潔にまとめた議事概要を議事録として作成したものである。

上記のとおり、議事概要は作成しているが、平成17年3月9日付けで異議申立人が開示を請求した「議事録（議事概要を除く）」に該当する文書は作成していないため、平成17年3月22日付けで行政文書不存在の決定を行ったものである。

- 2 異議申立人は「議事概要の基になる「議事録」を作成していないとは考えられない」と主張している。この議事録は各委員の発言を逐語的に記録した議事録のことを指しているものと思われるが、上記1のとおり、議事概要しか作成していないため、議事概要の基となる「議事録」は存在しない。

また、異議申立人は、異議申立ての理由として、「同様の案件で知事部局に対し開示を請求した際には、議事録の開示がなされている」と主張している。

確かに、知事部局が開示した議事録の中には、委員の発言を逐語的にまとめた議事録を作成しているものもあるが、当機関と同程度の議事録も見受けられ、すべての部局が詳細な議事録を作成しているものではなく、各部局が統一的な取扱いを行っているものではない。

- 3 したがって、異議申立人が主張するところの議事録（本件対象文書）は、存在しない。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象文書について

本件請求は、実施機関が平成17年度から平成19年度までの広島空港県営駐車場の指定管理者を公募した際に開催された選定委員会について、その議事録（議事概要を除く）の開示を求めたものである。

実施機関によると、議事の結果を簡潔にまとめた議事概要は作成したも

の、各委員の発言を逐語的に記録したような詳細な議事録は作成しなかったため、対象文書を不存とす不開示決定を行ったということである。

この詳細な議事録を実施機関が作成していれば、本件対象文書に該当すると考えられる。

2 本件処分について

当審査会において、指定管理者制度の関係法規、県の内部で定めた「指定管理者制度導入に係る事務処理要綱（平成16年8月制定）」及び本件選定委員会設置要綱を確認したところ、これらの中には、詳細な議事録を作成することについての特段の規定はなく、議事録の作成を義務付けているものも見当たらないことが認められた。

また、実施機関は、会議ごとに、詳細な議事録を必要としなかった具体的な理由として、1回目は指定管理者制度の手続概要や候補者の選定概要など事務局からの説明が主だった点、2回目はチェックシートを集計するための会議であり議論の場ではなかった点、3回目は知事説明資料（案）に係る会議でその様式が全庁的にほぼ統一されていて議論となる余地がなかった点、の3点を挙げ、議事概要と会議資料だけで記録としては十分と考えている旨の説明があった。

このような事情にかんがみると、実施機関が説明するとおり、議事の結果を簡潔にまとめた議事概要しか作成しなかったことが不合理であるとまでは言えない。

以上により、本件対象文書を保有していないとして不開示とした実施機関の決定について、当審査会としては認めざるを得ない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

(1) 条例第1条が、「県が県政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とする。」と規定しており、本件対象文書としてその存在の有無が争点となった議事録は、広島空港県営駐車場の指定管理者の選定に関するものであることから、実施機関としては指定管理者の選考過程を明らかにする説明責任がある。

そして、指定管理者の行う指定管理業務とは、県に代わり公の施設の管理、運営を行うという極めて高い公共性を有することから、その選定過程に係る行政文書については、通常の会議等の議事録とは性格を異に

し、公開に対する要請はより強いものがあると考えられる。

また、広島県の指定管理者の情報公開について、条例第23条第3項は、「公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書等であって、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする。」と規定している。本件対象文書とされた議事録が仮に存在していたとした場合、条例第23条第3項に規定されている文書等には該当しないものの、指定管理者選定過程に係る文書の一部であることから、同項の趣旨に十分配慮する必要がある文書に該当するものと考えられる。

- (2) さらに、前記(1)で述べた点と併せて考慮すると、指定管理者の選定過程の透明性を高めるために、今後は、本件選定委員会において各委員が議論した内容を具体的に残して、それらの議事録を公開するという方向で改善する方が望ましいと考えられる。
- (3) 行政文書としての議事録を作成すべきであったかどうかについては、当審査会が直接判断すべき事柄ではないが、実質的に指定管理者候補が決定された第2回の選定委員会（所要時間1時間）の議事がどのように進行して実施されたのかといった点は、県民が最も知りたい選定過程の一つであると考えられる上に、県民に対する説明責任を果たすことが情報公開制度及び条例の目的の一つとされているのであるから、前記(1)及び(2)の趣旨を踏まえて、今後の事務に当たっては留意されたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 5. 2	・ 諮問を受けた。
17. 5. 12	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 7. 15	・ 実施機関からの理由説明書を收受した。
17. 7. 26	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 6. 22	・ 異議申立人から意見書の提出及び意見陳述を希望しない旨を確認した。
19. 7. 12 (平成19年度第2部会第4回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 8. 24 (平成19年度第2部会第5回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
19. 9. 20 (平成19年度第2部会第6回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 10. 22 (平成19年度第2部会第7回)	・ 諮問の審議を行った。
19. 11. 13 (平成19年度第2部会第8回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（第2部会・五十音順）

飯 岡 久 美 （ 部 会 長 ）	弁 護 士
山 田 園 子	広島大学大学院社会科学研究科教授
山 本 一 志	弁 護 士
横 藤 田 誠	広島大学大学院社会科学研究科教授